

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要な事項を調査審議すること。

二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要な事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する重要な事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○社会保障審議会令

(平成十二年六月七日政令第二百八十二号)

(組織)

- 第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）
は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

- 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所掌事務
統計分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。
医療分科会 福祉文化分科会	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百二十三条の規定によりその権限に属させられた事項を処

介護給付費分科会

理すること。

介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）及び**介護保険法施行法**（平成九年法律第一百二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

医療保険保険料率分科会

健康保険法（大正十一年法律第七十号）、**船員保険法**（昭和十四年法律第七十三号）及び**健康保険法等の一部を改正する法律**（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

年金資金運用分科会

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）及び**国民年金法**（昭和三十四年法律第一百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

（議事）

第七条 審議会に、幹事を置く。

1 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

3 幹事は、非常勤とする。

かじめ指名する者が、その職務を代理する。
6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができます。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができます。

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 一 企画課
- 二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課
- 三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
- 四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課
- 五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課
- 六 年金資金運用分科会 厚生労働省年金局運用

指導課

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
- 2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)」とする。

社会保障審議会運営規則
（平成三十一年度会則第1号）

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）第十一條の規定に基づき、この規則を制定する。

(会議)

第一条　社会保障審議会（以下「審議会」という。）

は、会長が召集する

3 前項の議事に關係のある臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

(審議会の部会の設置)

(審議会の部会の設置)
第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮つて部会（分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。）を設置することができる。
2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(詮問の付議)

(諮詢の付議) 第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮詢を受けたときは、当該諮詢を分科会又は部会に付議することができる。

(分科会及び部会の議決)

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができます。

(会議の公開)

(会議の公開)
第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるとときは、会議を非公開とすることができる。

会長は、会議における秩序の維持のために傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることがで
きる。

(議事錄)

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
(議事録)

二一
會議出席

二出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
三議事となつた事項
議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の

前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

専門委員であつて議事に関係のある者」と読み替えるものとする。

(分科会の部会の設置等)

- 第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、
分科会に諮つて部会を設置することができる。
- 2 分科会会长は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議を前項の部会に付議することができる。
- 3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、
分科会の議決とることができる。
- 4 分科会会长は、必要があると認めるときは、二以上
の部会を合同して調査審議させることができ

(委員会の設置)
第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と、「議事に
関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは、分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」、部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及

(準用規定)
第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認め
るときは、それぞれ分科会又は部会に諮つて委員
会を設置することができる。

(雑則)
第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分
科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会
長、分科会長又は部会長が定める。

○ 介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の介護保

險法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（居宅介護サービス費の支給）

第四十一条 （略）

4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービス

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーシ

ョン、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション

及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、

当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当

該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等

を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均

的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費

用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に

要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額

を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用

の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額

を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の

額とする。）の百分の九十に相当する額

二 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者

生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、要介護状態

区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事

業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）

5 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

6～12 （略）

（地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の二 （略）

2 地域密着型介護サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護 これら

の地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービ

スの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、当該指定地

域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を

勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（認知症対応型通所介護に要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

これら地域密着型サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

4 (1) (略)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 (略)

2 居宅介護サービス計画費の額は、指定居宅介護支援の事業を行なう事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額とする。）とする。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

4 (8) (略)

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 (略)

2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

4 (1) (略)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 (略)

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 (略)

2 介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与 これらの介護予防サービスの種類ごとに、当該介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービスの内容、当該指定介護予防サービスの事業を行なう事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

458 (略)

(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の二 (略)

- 2 地域密着型介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービスの内容、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を行なう事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令
- 二 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 これらの介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該介護予防サービ

で定める費用を除く。) の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。) の百分の九十に相当する額

二 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 これらの地域密着型介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当

該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用 (食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。) の百分の九十に相当する額あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第七十四条 (略)

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準 (指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。) を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第七十八条の四 (略)

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準 (指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。) を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(介護予防サービス計画費の支給)

第五十八条 (略)

がじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

4～6 (略)

第八十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。
4 厚生労働大臣は、前項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

5 (略)

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

第八十八条 (略)

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

第八十条 (略)

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護老人福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

第一百十五条の四 (略)

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定

第九十七条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び

介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。) を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 (略)

第一百十五条の十三 (略)

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

第一百十五条の二十二 (略)

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介

護予防支援の事業の運営に関する基準(指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 (略)